

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業 に係るガス料金の特別措置

令和5年1月1日実施

北海道電力株式会社

## ガス料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るガス料金の特別措置（以下「本特別措置」といいます。）は、ガス標準約款および需給契約要綱（以下総称して「標準約款等」といいます。）にもとづきガスの供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

適用期間は、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。

### 3 原料費調整

原料費調整とは、標準約款等に定める従量料金において、原料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

### 4 ガス料金

2（適用期間）に定める適用期間における、標準約款等に定める従量料金は、標準約款等に定める原料費調整によらず、原料費調整単価が別表（原料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（原料費調整）1(3)によって算定された原料費調整額を差し引くものとし、原料費調整単価が別表（原料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（原料費調整）1(3)によって算定された原料費調整額を加えるものといたします。

### 5 その他

その他の事項については、標準約款等に定めるところによるものといたします。

## 別 表（原料費調整）

### 1 原料費調整額の算定

#### (1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格

$\alpha = 0.9503$

$\beta = 0.0546$

なお、各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格の単位は、10 円とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

#### (2) 原料費調整単価

##### イ 基準となる原料費調整単価

(イ) 令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 3 月の検針日の前日までの期間の本特別措置における基準となる原料費調整単価（以下「基準原料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、a によって算定する場合は切り上げ、b および c によって算定する場合は切り捨てます。

a 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を下回る場合

$$\text{基準原料費調整単価} = (66,310 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

b 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を上回り、かつ、106,090 円以下の場合

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

c 1 トン当たりの平均原料価格が 106,090 円を上回る場合

平均原料価格は、原料費調整単価の算定上、106,090 円を上回る 1 トン当たりの平均原料価格分に 50 パーセントを乗じてえた金額に 106,090 円を加えたもの

といたします。

なお、平均原料価格の単位は、10円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (ロ) 令和5年3月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間の本特別措置における基準原料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、aによって算定する場合は切り上げ、bによって算定する場合は切り捨てます。

- a 1トン当たりの平均原料価格が66,310円を下回る場合

$$\text{基準原料費調整単価} = (66,310 \text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

- b 1トン当たりの平均原料価格が66,310円を上回る場合

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された基準原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する基準原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用となる原料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する基準原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	基準原料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用されるガスに適用となる原料費調整単価

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が66,210円以下の場合

$$\text{原料費調整単価} = \text{基準原料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価}$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が66,210円を上回り、かつ、66,410円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価}$$

(ハ) 1トン当たりの平均原料価格が66,410円以上、かつ、基準原料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の原料費調整単価を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価} - \text{基準原料費調整単価}$$

(ニ) 1トン当たりの平均原料価格が66,410円以上、かつ、基準原料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の原料費調整単価以上となる場合

原料費調整単価 = 基準原料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の原料費調整単価

(ホ) 特別措置の原料費調整単価

特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1立法メートルにつき	30円00銭	15円00銭

(3) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立法メートルにつき	8銭4厘
------------	------